

第3部

『モデル契約における主な条文のご説明』

ソフトウェア開発モデル契約WG委員
日本電気株式会社 松本美信

CONTENTS

1. 準委任と請負
2. 基本契約と個別契約
3. 再委託
4. 仕様変更時の変更契約協議が調わない場合の扱い
5. 損害賠償責任
6. 個人情報・秘密情報の取り扱い
7. 著作権の帰属

JEITAモデル契約について

	項目	JEITAモデル契約	経産省モデル契約
1	名称	ソフトウェア開発基本契約書	ソフトウェア開発委託基本モデル契約書
2	公表時期	08.10	07.4(第1版),08.4(追補版)
3	作成者	JEITAソリューションサービス事業委員会 ソフト開発モデル契約WGメンバー	経産省「情報システムの信頼性の向上のための取引慣行・契約に関する研究会」参加者 (ユーザ、ベンダ、弁護士他)
4	位置づけ	下記の点から 経産省モデル契約(07.4(第1版))を補整して作成 ・ソフトウェア開発経験を踏まえた検討の深化 ・ベンダの立場からの変更・選択	リファレンスモデルとしての活用を期待

JEITAモデル契約について

	項目	JEITAモデル契約	経産省モデル契約
1	契約当事者	対等の交渉力のある ユーザとベンダ	
2	開発モデル	ウォーターフォールモデル	
3	対象システム	重要インフラ、企業基幹システムの受託開発 (一部企画を含む)※第三者パッケージを購入、カスタマイズ開発する場合(追補版)、ハードウェア・プログラム製品の売買については対象外。	
4	開発プロセス	共通フレーム2007の要件定義段階、開発段階	同左 ※運用段階、保守段階について別モデル契約あり
5	その他	一括発注、工程により異なるベンダに発注する形態、マルチベンダ形態に対応	



← JEITA/経産省モデル契約の射程 →

1. 準委任と請負

ポイント①

- 契約書において、作業主体と契約の種類（準委任と請負）を適切に決めること



- ・作業の目的・内容に沿った作業主体や契約上の責任を決めないことにより、作業の遂行に支障が生じる。
- ・例えば、成果物の特定についてのユーザ・ベンダの共通理解が事前に十分に成立していないのに「請負」にすると・・・
 - ⇒ユーザ自身のシステム化計画や要件定義におけるステークホルダとの調整を行う責任等があいまいになる傾向
 - ⇒要件定義上の見落としが生じやすく、費用増加、開発スケジュール遅れ等のプロジェクト混乱につながりやすい。

1. 準委任と請負

ポイント②

JEITAモデル契約の考え方
 （開発プロセス・目的・内容に照らして）

プロセス	作業主体・契約類型
システム化の方向性 ・システム化計画	ユーザ：準委任
要件定義	ユーザ：準委任
システム設計 （外部設計）	ユーザ（ユーザ固有性多）：準委任 ベンダ（ユーザ固有性少）：請負
システム方式設計 （内部設計）、ソフトウェア設計、プログラミング	ベンダ：請負
ソフトウェアテスト～ 運用テスト	上記プロセスと同様

1. 準委任と請負

■ モデル契約上の対応

- ・基本契約書：個別業務ごとに契約類型を明示
- ・個別契約書：契約類型を確定
- ・作業項目・分担の添付

1. 準委任と請負

両契約類型の比較

	準委任契約	請負契約
ユーザがベンダに委託する主題	事務の処理	仕事の完成
ベンダの義務	善良なる管理者の注意をもって事務の処理を行う義務	仕事を完成させる義務
ベンダの責任	事務処理を行わない場合 あるいは善良なる管理者の注意を払っていない場合 ⇒ 債務不履行責任	仕事の完成が約束した時期より遅れた場合あるいは仕事を完成させることができない場合 ⇒ 債務不履行責任 完成した仕事の結果に不具合がある場合 ⇒ 瑕疵担保責任

1. 準委任と請負

両契約類型の比較(続き)

	準委任契約	請負契約
ベンダの責任		
債務不履行責任	損害賠償 (企業間の場合、時効5年)	損害賠償 (企業間の場合、時効5年)
瑕疵担保責任		・修補 ・損害賠償 (責任期間:引渡から1年間)

1. 準委任と請負

■ 準委任契約における善管注意義務

- ・ 「善良な管理者の注意義務(善管注意義務)」とは？
 - ⇒ 法律上「受任者の職業、地位にある者において一般に期待される水準の注意義務」と言われる。
- ・ ベンダに要求される「善管注意義務」とは？
 - ⇒ 情報処理技術の専門家として当然払うべき注意。
 - ⇒ 具体的には、「常に進捗を把握し、問題を発見したら適切に対処する。」といった行動が挙げられる。

1. 準委任と請負

■要件定義作成支援業務の実施(第14条)

(要件定義作成支援業務の実施)

第14条 乙は、第15条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が作成した情報システム構想書、システム化計画書等に基づいて、**甲による要件定義書の作成作業**を支援するサービス(以下「要件定義作成支援業務」という。)を提供する。

2. **乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ適切に行われるよう、善良な管理者の注意をもって調査、分析、整理、提案及び助言などの支援業務を行うものとする。**

☆要件定義作成支援業務の目的は、要件定義書の完成ではない！

☆ベンダは善管注意義務を持ってユーザを支援する義務を負う。

1. 準委任と請負

■要件定義検討会(第16条)

(要件定義検討会)

第16条 甲は、要件定義書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、要件定義書作成についての第12条所定の連絡協議会(以下本節において「要件定義検討会」という。)を開催し、乙は、これに参加して要件定義作成支援業務を実施するものとする。

2. 乙も、要件定義作成支援業務の実施のために必要と認めるときは、要件定義検討会を開催することができるものとし、甲は、これに参加するものとする。

1. 準委任と請負

■要件定義書の確定(第17条)

(要件定義書の確定)

第17条 甲が要件定義書の作成を完了した場合、甲及び乙は、個別契約において定める期間(以下「要件定義書の点検期間」という。)内に要件定義書が前条所定の要件定義検討会での決定事項に適合するか点検を行うものとし、適合することを確認した証として甲乙双方の責任者が要件定義書に記名押印するものとする。但し、点検の結果、要件定義書が要件定義検討会での決定事項に適合しないと判断された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成し、甲及び乙は再度上記の点検、確認手続を行うものとする。

2. 前項による甲乙双方の確認をもって、要件定義書は確定したものとする。
3. 第1項の修正に伴い作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第33条(本契約及び個別契約内容の変更)の手続によるものとする。

1. 準委任と請負

■要件定義支援業務の終了・確認(第18条)

(業務の終了・確認)

第18条 乙は、前条に定める要件定義書の確定又は個別契約に定める作業期間の満了若しくは個別契約に定める作業工数(作業量)分の作業実施完了のいずれか最も早く到来した時から〇日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。

2. 甲は、個別契約に定める期間(以下「要件定義作成支援業務終了の確認期間」という。)内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。
3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、要件定義作成支援業務の終了を確認するものとする。
4. 要件定義作成支援業務終了の確認期間内に、甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は要件定義作成支援業務終了の確認期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。

(次ページに続く)

1. 準委任と請負

■要件定義支援業務の終了・確認(第18条)(続き)

第18条(続き)

5. 前条に基づく要件定義書の確定前に要件定義作成支援業務が終了する場合で、甲が当該確定のためになお要件定義作成支援業務が必要とするときは、甲及び乙は第33条に従い、追加の要件定義作成支援業務に関して変更契約又は追加契約を締結するものとする。

☆要件定義作成支援業務は個別契約で定めた作業期間または作業工数(作業量)の範囲で行う。

☆要件定義作成支援業務の終了時期は必ずしも要件定義書の確定時期と一致しない。

1. 準委任と請負

■個別契約(準委任業務)

[要件定義作成支援業務] 個別契約書

甲及び乙は、甲乙間で締結した〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付「ソフトウェア開発基本契約書」第〇〇〇号にもとづき、基本契約書記載の本件ソフトウェアに関する[要件定義作成支援業務]につき、以下の条件に従って甲が乙に委託し、乙がこれを受託することについて合意したので、本個別契約を締結する。

1. 作業内容: 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付 [「〇〇〇〇システム提案書」] にもとづく[要件定義作成支援業務]
2. 契約類型: 準委任
3. 作業期間または作業工数(作業量): 年 月 日から 年 月 日まで
(または「〇〇人月」)
4. ...

■個別契約(請負業務)

[ソフトウェア開発業務] 個別契約書

甲及び乙は、甲乙間で締結した〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付「ソフトウェア開発基本契約書」第〇〇〇号にもとづき、基本契約書記載の本件ソフトウェアに関する[ソフトウェア開発業務]につき、以下の条件に従って甲が乙に委託し、乙がこれを受託することについて合意したので、本個別契約を締結する。

1. 作業内容: 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付 [「〇〇〇〇システム仕様書」] にもとづく[ソフトウェア業務]
2. 契約類型: 請負
3. 納入物の明細・納期・納入場所: 添付別表〇記載のとおり
4. ...

1. 準委任と請負

【ご参考：実績払方式の例】

[要件定義作成支援業務] 個別契約書

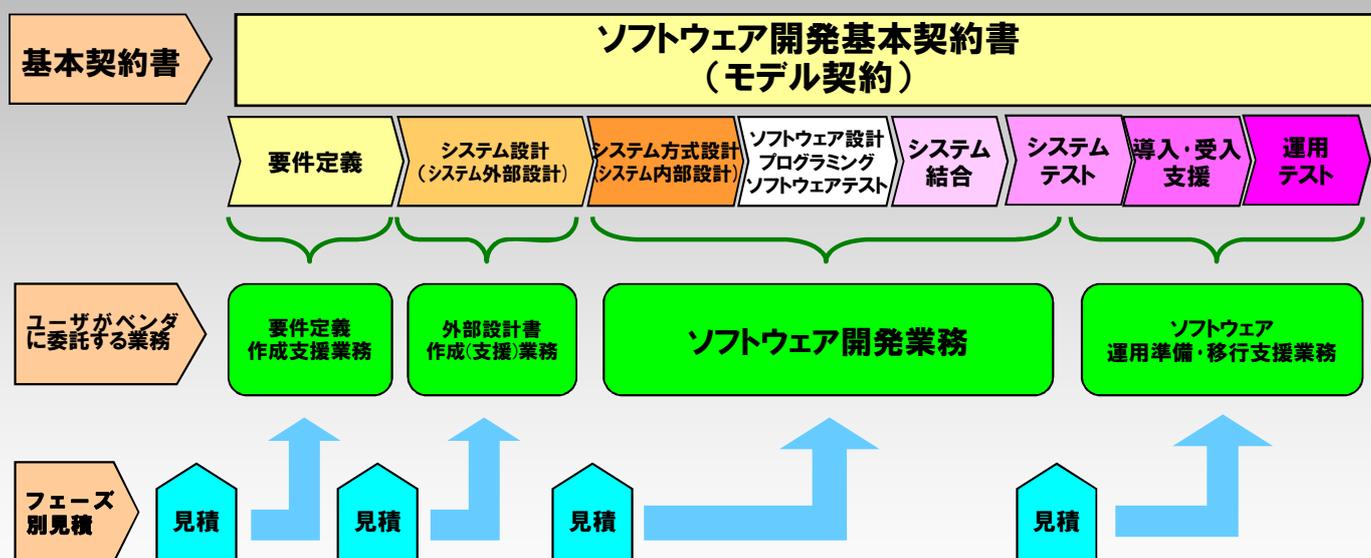
甲及び乙は、甲乙間で締結した〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付「ソフトウェア開発基本契約書」第〇〇〇号にもとづき、基本契約書記載の本件ソフトウェアに関する [要件定義作成支援業務] につき、以下の条件に従って甲が乙に委託し、乙がこれを受託することについて合意したので、本個別契約を締結する。

1. 作業内容：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付 [「〇〇〇〇システム提案書」] にもとづく…
2. 契約類型：準委任
3. 作業期間： 年 月 日から 年 月 日まで
- ⋮
9. 委託料：
 - (1) 委託料は、次の算式にて算出されるものとします。
委託料 = 委託料単価 × 作業工数(作業量)実績
 - (2) 委託料単価は次のとおりとします。¥ _____ / 人月
 - (3) 作業量実績は「要件定義業務完了報告書」により確認するものとします。

※作業期間は固定。定めた作業期間を超える場合は追加／変更契約

2. 基本契約と個別契約

ポイント① 開発プロセスに適合した多段階契約



2.基本契約と個別契約

■多段階契約が前提:

ソフトウェア開発全体のプロセスを要件定義作成支援業務、外部設計書作成(支援)業務、ソフトウェア開発業務、ソフトウェア運用準備・移行支援業務に分割し、各フェーズ毎に順次契約を締結していく。

■基本契約:

ソフトウェア開発取引の全体的事項、重要事項、共通事項を規定(プロジェクト毎)

■個別契約:

各フェーズの業務に関する事項を規定

2.基本契約と個別契約

■「要件定義作成支援業務」から「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」までを順次、受託していくことが基本形。

■しかし、双方が誠実に協議しても次フェーズの対価交渉が調わず、個別契約書を締結しなかったとしても、ベンダもユーザも基本契約違反とはならない。

2.基本契約と個別契約

- 「要件定義作成支援業務」はAベンダ、
「外部設計書作成支援業務」以降の各業務は
Bベンダに委託する場合



- ユーザとベンダBとの間では、基本契約締結後、
「外部設計書作成支援業務」以降の各業務
について順次個別契約書が締結される

2.基本契約と個別契約

■ 個別契約(第4条)

(個別契約)

第4条 甲及び乙は、**個別業務に着手する前に**、甲から乙に提示された提案依頼書(RFP)及び乙から甲に提案した提案書、見積書を基礎として、当該個別業務について以下の各号のうち必要となる取引条件を定め、**個別契約を締結する**。

- ① 具体的作業内容(範囲、仕様等)
- ② 契約類型(請負・準委任)
- ③ 作業期間、作業工数(作業量)又は納期
- ④ 作業スケジュール
- ⑤ 甲・乙の役割分担(第8条で定める作業責任分担の詳細)
- ⑥ 連絡協議会の運営に関する事項
- ⑦ 甲が乙に提供する情報、資料、機器、設備等(以下「資料等」という。)
- ⑧ 作業環境
- ⑨ 乙が甲の委託に基づき作成し納入すべき物件(以下「納入物」という。)の明細及び納入場所

2.基本契約と個別契約

■ 個別契約(第4条)(続き)

(個別契約) つづき

- ⑩ 委託料及びその支払方法
- ⑪ 検査又は確認に関する事項
- ⑫ その他個別業務遂行に必要な事項

2. 甲及び乙は、作業スケジュールの進捗に支障を来すことのないように各個別契約の締結交渉に着手し、可能な限り早期に合意に至ることのできるよう双方誠実に協議するものとする。

■ 作業期間又は納期(第6条)

(作業期間又は納期)

第6条 各個別業務の作業期間、作業工数(作業量)又は納期は、当該個別業務に係る当該個別契約で定める。

3. 再委託

ポイント

- ・ベンダの裁量で再委託可能
- ・ユーザには中止請求権
- ・費用負担についての取り決め



ソフトウェア開発取引では、専門性や費用の面から再委託することは一般的。

3. 再委託

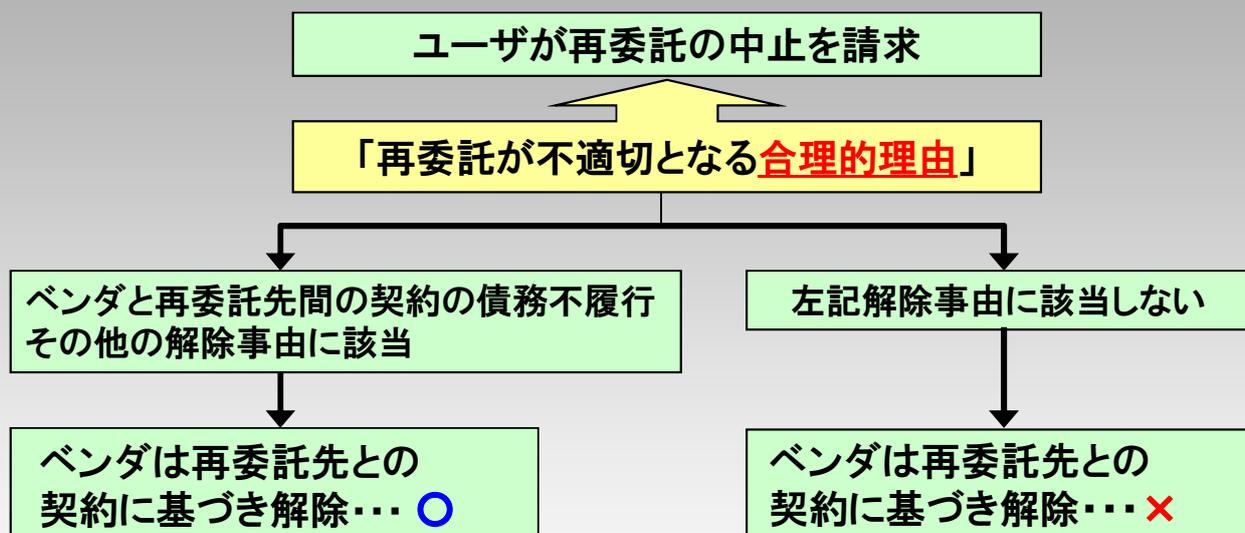
◆ 経産省モデルその他との対比

	第三者への再委託	委託範囲
JEITA モデル契約	ベンダの裁量で再委託可能 ※要請があればユーザに報告。	一部または全部可能
経産省 モデル契約	【A案】ユーザの事前承諾要 ※合理的な理由がないと承諾拒否 できない。 【B案】ベンダ裁量で可能	一部可能
商慣習上	【請負業務】 可能 【委任業務】 原則として不可	【請負業務】 全部可能 【委任業務】 ー

- ・ 民法に明確な規定はない。

3. 再委託

◆ ユーザ中止請求時の費用負担



※民法上の発注者の解除権

この場合、再委託先への賠償費用が必要 ⇒ 誰が負担するか？
ベンダに契約上の責任はない。⇒ 要請側のユーザに負担願うもの。

3. 再委託

■ 再委託(第7条)

(再委託)

第7条 乙は、乙の責任において、各個別業務の全部又は一部を第三者(甲が指定する再委託先も含む。)に再委託することができる。但し、乙は、甲が要請した場合、再委託先の名称及び住所等を甲に報告するものとし、甲において当該第三者に再委託することが不適切となる合理的な理由が存する場合、甲は乙に、書面により、その理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託の中止を請求することができる。

2. 前項但書により、甲から再委託の中止の請求を乙が受けた場合は、作業期間若しくは納期又は委託料等の個別契約の内容の変更について、第33条(本契約及び個別契約内容の変更)によるものとする。また当該請求に従い乙が当該個別業務に係る当該第三者との再委託に関する契約を解除した場合(但し、前項の合理的な理由が第52条第1項又は第2項に基づき甲が本契約又は個別契約を解除しうる事情に相当する場合を除く。)、当該解除に伴い当該第三者に対する損害賠償費用その他解除に伴い乙に発生する費用を、甲は負担するものとする。

3. 乙は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。

4. 乙は、再委託先の履行について甲に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。但し、甲の指定した再委託先の履行については、乙に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わない。

4. 仕様変更時の変更契約協議が調わない場合の扱い

☆協議が調わない場合の解約(第38条)

ポイント

- ・解約権者: ユーザおよびベンダ
(合意形成を図ることができず、相互の信頼関係も失われている状況)
- ・解約対象: 基本契約または個別契約の未了部分
- ・解約を認める場合: 連絡協議会(第37条)での協議が調わなかった場合
- ・解約時における費用精算: 履行分の委託料、その他ベンダが支出した費用

4. 仕様変更時の変更契約協議が調わない場合の扱い

■ 変更管理手続(第37条)

(変更管理手続)

第37条 甲又は乙は、相手方から第34条(システム仕様書等の変更)、第35条(中間資料のユーザによる承認)、第36条(未確定事項の取扱い)に基づく変更提案書を受領した場合、当該受領日から〇日以内に、次の事項を記載した書面(以下「変更管理書」という。)を相手方に交付し、甲及び乙は、当該交付日から〇日以内に、第12条所定の連絡協議会において当該変更の可否につき協議するものとする。

- ① 変更の名称
- ② 提案の責任者
- ③ 提案年月日
- ④ 変更の理由
- ⑤ 変更に係る仕様を含む変更の詳細事項
- ⑥ 変更のために費用を要する場合はその額
- ⑦ 協議期間を含めた変更作業のスケジュール
- ⑧ その他変更が本契約及び個別契約の条件(作業期間又は納期、委託料、契約条項等)に与える影響

4. 仕様変更時の変更契約協議が調わない場合の扱い

■ 変更管理手続(第37条)(続き)

2. 第1項の協議の結果、甲及び乙が変更を可とする場合は、甲乙双方の責任者が、変更管理書の記載事項(なお、協議の結果、変更がある場合は変更後の記載事項とする。以下同じ。)を承認の上、記名押印するものとする。
3. 前項による甲乙双方の承認をもって、変更が確定するものとする。但し、本契約及び個別契約の条件に影響を及ぼす場合は、甲及び乙は速やかに変更管理書に従い、第33条(本契約及び個別契約内容の変更)に基づき変更契約を締結するものとし、当該締結をもって変更が確定するものとする。
4. 乙は、甲から中断要請があるなどその他特段の事情がある場合、第1項の協議が調わない間、本件業務を中断することができる。

4. 仕様変更時の変更契約協議が調わない場合の扱い

■ 変更の協議不調に伴う契約終了(第38条)

(変更の協議不調に伴う契約終了)

第38条 前条第1項の協議期間内に協議が調わなかった場合、甲及び乙は個別業務の未了部分について、本契約又は当該個別契約を解約することができる。

2. 前項により個別業務が解約された場合、甲は、それまでに乙が遂行した個別業務についての委託料その他乙の支出した費用を支払うものとする。

5. 損害賠償責任

ポイント モデル契約における損害賠償責任の制限

- 情報システム開発という取引の特性として、ベンダはユーザの事業、業務に深く関わることもある
- ⇒ 特別の事情についても予見可能性がありと認められやすい
- ⇒ 委託料に占める利益に比してベンダの責任が過大になりやすい
- ⇒ 一定の事項を賠償責任の対象外とするとともに、損害賠償の累計総額に上限を設定

5. 損害賠償責任

■ 損害賠償条項:対比表

	損害の範囲	損害賠償金額の上限
JEITA モデル	通常損害のみ ※特別損害・逸失利益について責任を負わない	請求原因の如何に関わらず帰責事由の原因となった個別契約に定める委託料の金額
経産省 モデル	(〇〇〇)の損害に限り	請求原因の如何に関わらず帰責事由の原因となった個別契約に定める〇〇〇の金額 ※ただし故意・重過失の場合は適用されない
民法	・通常損害 ・予見可能な特別損害	

5. 損害賠償責任

■ 損害賠償条項:対比表

- ・ 経産省モデル契約の損害賠償の上限・範囲
 - 「具体的な損害賠償の上限額、損害の範囲等については個々の情報システムの特性等に応じて個別に決定する」としている。
- ・ 故意・重過失の扱い:JEITAモデルでは取り入れず
 - 損害賠償条項を勘案して契約条件を検討するが、故意に契約を履行しない場合をあらかじめ想定していない
 - 軽過失と重過失の区分け:明確ではない⇒裁判所の判断

5. 損害賠償責任

◆ 補足：モデル契約における主な発生要件

■ 債務不履行責任

債務不履行の事実(納期遅延など)
責めに帰すべき事由
損害の発生
因果関係

■ 瑕疵担保責任

検収後のベンダの責に帰すべき瑕疵の存在
瑕疵の修正が相当な範囲内で繰り返し実施されたにもかかわらず、
当該瑕疵がベンダの責めに帰すべき事由により修正されないこと
損害の発生
因果関係

(注)モデル契約においては、「システム仕様書との不一致」を瑕疵と定義

5. 損害賠償責任

◆ 瑕疵担保責任に関する補足

■ 瑕疵に関する判例

〈東京地裁平成9年2月18日〉

「システムに軽微とはいえない支障を生じさせる上、遅滞なく
修補することのできない場合には、プログラムに欠陥(瑕疵)がある
ものといわなければならない」

〈東京地裁平成14年4月22日〉

「注文者から不具合が発生したとの指摘を受けた後、請負人が
遅滞なく補修を終えるか、注文者と協議した上で相当な代替措置
を講じたと認められるときはシステムの瑕疵には当たらない」

**遅滞なく修補できない不具合が瑕疵であり、
かかる瑕疵について賠償責任が認められる。**

5. 損害賠償責任

■ 瑕疵担保責任を負う期間：

- 検収完了後○ヶ月以内にユーザより通知を受けたもの。
※ 民法上は「引渡しから1年間」

■ 瑕疵担保責任の性質：

- 法律上は無過失責任
※ ただし、任意規定＋無過失責任を軽減する規定(民法636条)あり
⇒「注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じたときは、適用しない」
- JEITAモデルでは過失責任
※ 経産省モデルは修補責任については無過失責任／損害賠償については過失責任

5. 損害賠償責任

◆ 通常損害と特別損害

例) (原因:ベンダの債務不履行)
顧客から受託したプログラム開発業務の遂行においてベンダの過失で開発が遅れ、納期が1ヶ月遅延した。

通常損害	社会通念上、一般的に予想される損害。 ⇒全て損害賠償	契約書に定める納期から実際の納期までの間、顧客の現行システムを引き続き稼働させるために要した現行システム用の機器のレンタル料他
特別損害	通常損害以外の一般的に予想されない損害。 ⇒予見できたものだけに限り損害賠償	たまたま当該プログラムを第三者に販売する予定だったが、納期遅延で販売ができなくなった場合における販売利益

- ※ 通常損害と特別損害の区別は不透明
⇒実際の損害は、相当因果関係のある範囲で認められる(判例・通説)。
⇒ソフトウェア開発に関する基準も特になし。

5. 損害賠償責任

■ 損害賠償(第53条)

(損害賠償)

第53条 甲及び乙は、本契約及び個別契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合又は第29条に基づく瑕疵の修正が相当な範囲内で繰り返し実施されたにもかかわらず、当該瑕疵が乙の責に帰すべき事由により修正されないことにより損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。但し、この瑕疵に関する損害賠償請求は、当該損害賠償の請求原因となる当該個別契約に定める納入物の検収完了日から〇ヶ月間が経過した後は行うことができない。

2. 前項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、帰責事由の原因となった個別契約に定める委託料の金額を限度とし、また、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。

6. 個人情報・秘密情報の取り扱い

ポイント モデル契約における秘密情報の取り扱い(第41条)

■ 対象:形式秘(開示者の秘密指定に基づく)

■ 主な義務:秘密管理義務

目的外使用の禁止

目的範囲外の複製、改変には相手方の事前書面同意

知る必要のある役員及び従業員への限定開示
 (同等の守秘義務を退職後も含め課す)

再委託先には同等の義務を負わせる契約をしたうえで
 開示可

返還義務

存続期間 (契約期間、有用性の存続期間、
 当該情報の秘密性の程度等を考慮)

6. 個人情報・秘密情報の取り扱い

ポイント モデル契約における個人情報の取り扱い(第42条)

- 対象:個人データ及び双方が合意した個人情報
- ベンダ:個人情報の安全管理義務
 - 目的外利用の禁止
 - 目的範囲外の複製、改変の禁止
 - 返還義務
 - 再委託先には同等の義務を負わせる契約をしたうえで開示可
- ユーザ:個人情報をベンダに提供する際の明示義務
 - 匿名化努力義務

6. 個人情報・秘密情報の取り扱い

■ 秘密情報の取扱い(第41条)

(秘密情報の取扱い)

第41条 甲及び乙は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面(電子的形式を含み、以下同様とする。)により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後○日以内に書面により内容を特定した情報(以下あわせて「秘密情報」という。)を第三者に漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、甲及び乙は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを要求のうえで開示することができるものとする。

- ① 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
 - ② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - ③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - ④ 本契約及び個別契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
2. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

6. 個人情報・秘密情報の取り扱い

■ 秘密情報の取扱い(第41条)

3. 甲及び乙は、秘密情報について、本契約及び個別契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約及び個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。
4. 甲及び乙は、秘密情報を、本契約及び個別契約の目的のために知る必要のある各自の役員及び従業員に限り開示するものとし、本契約及び個別契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとする。また、乙は、第7条に基づく再委託先に対して秘密情報を開示できるものとし、乙は当該再委託先に対して本条と同等の義務を課すものとする。
5. 秘密情報の提供及び返却等については、第39条(資料等の提供及び返還)を準用する。
6. 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。
7. 本条の規定は、本契約終了後、〇年間存続する。

6. 個人情報・秘密情報の取り扱い

■ 個人情報(第42条)

(個人情報)

第42条 乙は、個人情報の保護に関する法律(本条において、以下「法」という。)に定める個人情報のうち、本件業務遂行に際して甲より取扱いを委託された個人データ(法第2条第4項に規定する個人データをいう。以下同じ。)及び本件業務遂行のため、甲乙間で個人データと同等の安全管理措置(法第20条に規定する安全管理措置をいう。)を講ずることについて、個別契約その他の契約により合意した個人情報(以下あわせて「個人情報」という。)を第三者に漏洩してはならない。なお、甲は、個人情報を乙に提示する際にはその旨明示するものとする。また、甲は、甲の有する個人情報を乙に提供する場合には、個人が特定できないよう加工した上で、乙に提供するよう努めるものとする。

2. 乙は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
3. 乙は、個人情報について、本契約及び個別契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約及び個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。
4. 個人情報の提供及び返却等については、第39条(資料等の提供及び返還)を準用する。
5. 前第1項の定めにかかわらず、乙は、第7条第1項に従い再委託する第三者に対して、第7条第3項の措置をとったうえで、当該個人情報を開示できるものとする。

7. 著作権の帰属

ポイント

A案(ベンダ帰属)採用

- ソフトウェア産業の技術力向上には技術の蓄積が不可欠
⇒ベンダにおいて、**ユーザの秘密を保持したうえで**、ソフトウェア資産を蓄積し、自由に活用できることが必要
- ユーザとしても開発したソフトウェアが目的どおり利用できることが担保されるべきことは当然

7. 著作権の帰属

■ 関連条項(第45条)

JEITA モデル	【A案採用】ベンダ帰属 ※【B案】【C案】はオプションとして運用ガイドに記載 ※推奨は【A案】⇒【C案】⇒【B案】
経産省 モデル	【A案】ベンダ帰属 【B案】ユーザ帰属、汎用はベンダ 【C案】共有、汎用はベンダ
著作権法	著作者に帰属＝開発したプログラムの著作権は開発したベンダに帰属する ※ただし、上記は契約によって変更可能 ※著作者人格権は移転しない⇒契約により行使を制限

7. 著作権の帰属

■ (背景)日本版バイ・ドール制度

・ 米国:

- 1980年 バイ・ドール法制定
 - ⇒ 政府資金による研究成果を大学・企業に帰属させることが可能に

・ 日本:

- 1999年 産業活力再生特別措置法に規定
 - ⇒ 国の委託研究で生じた成果を受託者に帰属させることが可能に
- 2007年8月 産業技術力強化法に移管
 - ⇒ 恒久化
 - ⇒ 請負によるソフトウェア開発も対象に
- 2007年8月 「ソフトウェアに係る日本版バイ・ドール制度に係る運用ガイドライン」(経済産業省)
 - ⇒ 従来 of 慣行(国等が発注するソフトウェア開発で特許権等が国等に帰属)の変化に期待

7. 著作権の帰属

■ 納入物の著作権(第45条)

(納入物の著作権)

第45条 納入物に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、甲又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、乙に帰属するものとする。

2. 甲は、納入物のうちプログラムの複製物を、著作権法第47条の2に従って自己利用に必要な範囲で、複製、翻案することができるものとする。また、本件ソフトウェアに特定ソフトウェアが含まれている場合は、本契約及び個別契約に従い第三者に対し利用を許諾することができる。乙は、かかる利用について著作者人格権を行使しないものとする。